3月18日の 般質問で

| 46 | 「「人か村の考えをたたしました。 |
|-------------------------|---|
| 2. | 渡邊 一弘 議員 |
| ル又旦勿 | ・役場の職員数は適正か |
| | ・側溝の点検を求める |
| 能昌 | 加藤光彦議員 |
| マシン | ・償還払いから受領委任払いへの変更を求 める |
| の能員汝は商王 | ・小中一貫教育の成果と課題を問う |
| ニ ア | 伊藤 秀樹 議員 |
| | ・お年寄りが使用する施設をバリアフリー |
| | に ・村の施設は地震に安全か、調査改修は空 |
| | 調も同時に |
| | 橋本 涉 議員 |
| | ・退職職員の再雇用は65歳まで認めよ |
| 2 | ・65歳以上の医療費は無料にせよ |
| | 村上 雅之 議員 |
| 職員 | ・能力発揮のできる人事で士気の高揚を |
| 数 れ の る | 鈴木 義男 議員 |
| ■減員 | ・庁舎内の浸水・災害対策は |
| く数の削減に取り組く れる職員数を目指し | ・職員の採用について |
| んし | |

紀城の耶曼娄に近江た 現在の職員数を維持

C

(平成26年5月1日 とびしま議会だより 8)

Q 飛島村の人口約4 村の職員数は、

次に職員の再任用が今

推進大綱に基づき、

業務

遂行上、必要最小限と考

渡邉 弘 議員

どうかを伺います。 倍で340名、 600人で約100名、 現状は適正数であるのか ないとはわかりますが、 務やサービスが成り立た \Box 弥富市人口は飛島の約9 単純に人口割で行政事 約8倍で230名。 蟹江町人

のかお答えください。 方法をどう考えてみえる 任用者の処遇、及び登用 年より始まりますが、再 住民

ズに対応する



公的年金の報酬比例部分 考えています。 数は、単純に人口割で求 防災、福祉、教育など多 的自治体が行う業務は、 方法は、平成25年度以降 められるものではないと いるところであり、 に関わらず、求められて 量の業務は市町村の規模 岐に渡るとともに、一定 できました。 再雇用者の処遇、 本村を始めとする基礎 登用 職員 組ん



側溝の点検を求める Q.

A. 道路の安全確保のため 維持補修に努める

| A 旧基準240用と | 村長 | めます。 | を点検改修することを求 | が、一度村内全域の側溝 | をみて改修されています | 道路の補修の折には状況 | 見受けられます。毎年、 | 置ずれしている所などが | 不便な所や破損したり位 | 水たまりができ、往来に | まったりして雨が降ると、 | こ 古くなり途中でつ | 村内の側溝には、 | 渡邉一弘 議員 | |
|---------------|---------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|------------------------|-------|
| | 修に努めます。 | の確保のため、維持、補 | 道路の円滑、安全な交通 | 順次切り替えをおこない、 | 今後も新基準の側溝に | 9° | るなどの対処をしていま | 新基準の側溝に切り替え | ご指摘を受けた側溝は、 | ます。 | るなどの苦情も聞いてい | 排水不良やふたがはずれ | 基準の側溝で多くみられ、 | す。ご指摘の部分は、旧親基準300月かありま |)目言らり |



般

質

問

理の観点から、当分の間

は、

週4日勤務である再

任用短時間勤務職員とし

たいと考えています。

仕事に就けるよう配慮し 続き生かしていただける

(9) とびしま議会だより 平成26年5月1日

般 質 問

Q. **償還払いから受領委任払いへの**

ている問題を把握し、

実

次に、任意接種である

現在、

受領委任払い制度の周知を図る



む受領委任払い方式にす の1割を支払うだけで済

加藤光彦 議員

る際、 思います。これまで本村 手間の軽減につながると 還払い方式でおこなわれ 険者に対し申請をおこな 額を支払い、その後、 では介護保険の住宅改修 の経済的負担や手続きの 変更することで、利用者 てきました。それを費用 工事や福祉用具を購入す から受領委任払い方式に について、償還払い方式 Q 9割が戻ってくる僧 利用者が費用の全 時金の支払い方法 介護や医療の 保

とを要望します。 け医療機関に支払い、助 なっていますが、これも 種の費用が償還払いに 費の支払いを受領委任払 改修工事や福祉用具購入 村においても、介護住宅 度を実施しています。本 津島市が受領委任払い制 よくなり、 ることで、利用者は多額 被接種者が負担する分だ ンフルエンザ等の予防接 いに変更していただくこ します。 の費用を工面しなくても 屋市、弥富市、愛西市、 また、医療関係ではイ 近隣の自治体では名古 利便性が向上

います。 年4月に要綱を制定して 払いについては、利用者 事や福祉用具の費用の支 Α 村 現在、介護住宅改修工 ついては、平成21 長 受領委任払いに

が業者に一旦全額を支 ネージャーが本人の抱え で実施しています。 保険から支払う償還払い 払ったのちに9割を介護 住宅改修は、ケアマ

- Den MBV-CX **IISINA** ます。

とれないのでしょうか。 支払っていただく方式を 成額は村から医療機関に

1.8

払いを考えています。

ジャーの方々に制度の周 場においてケアマネー 登録が必須となるため、 払うこととしています。 知を図り、利用者が支払 今後、地域ケア会議等の 由書を、住宅改修申請時 ネージャーが記入した理 トの一部であると考えて い方法を選択できるよう しては、施工業者の事前 受領委任払いの実施に際 確認後に介護保険から支 いて工事等を実施し完了 求めており、それに基づ に必要書類として提出を いることから、 施するケアマネージメン ケアマ きを行っていただき、 医療機関へは、近隣市町 金しています。 助成分を指定の口座へ返 種後に担当課窓口で手続 を受けられた方には、 接種については、 H たふくかぜ」の予防接種 ルエンザ」の他、「水痘 64歳以下の方の「インフ インフルエンザ等の予防 (みずぼうそう)」、「お 飛島村独自の制度で、 償還払いにより村

後

0

接

に考えていきたいと思い 住宅改修費の受領委任払申請書 を受領委任払いにする等 季節的に接種者が集中す 特に、インフルエンザ等 更することは困難である あると聞いています。 務の煩雑化を招く恐れが 関窓口での混乱と医療事 区別することは、 接種方法を他市町住民と る場合に、本村住民のみ からも多く来院者があり、 ため、今まで通りの償還 そのため、現状では変 医療機

| 般 |
|---|
| 質 |
| 問 |

点が生じても不思議なこ り組みとして始まった事 うに把握しておられるの 目にあたる今年は節目の しょうか。開校から5年 していくことではないで より良い方向へ軌道修正 とではありません。大事 想定していなかった問題 業です。時の経過と共に かお尋ねします。 現状について村はどのよ トした取り組みですが、 の重要施策としてスター す。小中一貫教育は本村 た時点で柔軟性をもって、 なことは問題点が分かっ て今年で5年目になりま Q 加藤光彦 全国的にも先進的な取 飛島学園が開校し 小中一貫教育校 議員 望ましい学習環境が整備され 課題に対し と思います。 と思います。 村当局の見解を求めます。 が必要だと思いますが、 も定期的に報告書を作成 なものにしていくために そして教育の質を安定的 理念を継承していくため、 成度を高めていくべきだ 修正が必要な問題点につ については更に伸ばし、 順調に推移している成果 調査を実施し検証して、 護者に対し、アンケート 析・検証する必要がある 年として、これまで続け して引き継いでいくこと いては迅速に対応して完 てきた小中一貫教育を分 同時に小中一貫教育の 教職員・児童生徒・保 ては柔軟に対応する 特に英語科においては 成」、「小中でのTT授 ます。小中一貫教育を進 受け、小1~6年まで授 環境が整いつつあります。 の方々が願っている学習 施」など、地域や保護者 での一部教科担任制の実 業・少人数指導や小学校 の交流活動による心の醸 様子を中心にしてお話し 現段階での学校の実情や 事なことだと考えます。 を明らかにすることは大 を検証し、成果や課題等 しました。その教育内容 A める中で「幅広い異学年 教育課程特例校の指定を 村 「成果と課題」について、 以来、4年が経過 長 飛島学園は開校 ければなりません。 欠けている面が見受けら ていくか配慮していかな いかにメリハリを持たせ になったという緊張感に で生活するため、 的な学習活動が展開され 系統的な学習が可能とな 職員、児童生徒、保護者 把握をするためには、 れます。精神的な面で、 係が固定化され、中学生 同じ仲間と同じ施設の中 課題もあります。9年間、 ています。ただ、一方で り、ALTも入り、 つながっています。また、 から中学校へスムーズに 次に、学校現場の実態 ---and in the second second second

Q.

小中

貫教育の成果と課題を問う

に対する意識が、小学校 業を実施することで英語

意 欲

飛島学園

えます。そこから、現状 想、 思われます。今後、学校 とになり、その方法とし ることが大切であると考 ていきます。 切にし、実践を積み重ね のため、 の知・徳・体の健全育成 と思います。子どもたち 小中一貫教育の環境の中 標となる良き先輩がいる 組んでいくつもりです。 4~5年のスパンで取り 析ができるよう工夫し、 味して、より細やかな分 間の内容をしっかりと吟 のを考えていきます。設 小中一貫教育に関するも 評価アンケートとして、 聴き取りは有効なものと 処・対応を考えていくこ での課題等があれば、 からそれぞれの思いや感 指導にあたっていきたい 意欲的に活動できるよう、 能力を十二分に伸ばし、 で、子どもたちが個性や て、アンケートの実施や いつも、身近な所に目 要望など生の声を知 基礎・基本を大 対

教

人間関

般 質 問

Q. 施設をバリアフリーにお年寄りが使用する

バリアフリー化を順次進める



伊藤秀樹 議員

ていますが、今後増える 較的バリアフリー化され 聞きしました。 された方がおられたとお れます。 飛島村も近い将来におい 化が問題視されています。 うに、団塊の世代の高齢 トイレでつまずきケガを て高齢化が進むと想定さ Q て取り上げられているよ 敬老センターなどは比 先般、公民館ホールの 030年問題とし 2015年や2

> れます。 れからのように見受けら リーについては、まだこ ような施設のバリアフ 思われる公民館ホールの 村の保有する施設のバ

ずねします。 リアフリーについて今後 どのようにお考えかおた



段差が解消されたホールトイレ

| 進 し を ま 工 一 め い 問 す が 部 た 施 わ が 難 の | ア りをレ棟洋 改確イ フままなに及式な修認レ リたすくつび化おでしに | |
|---|---|-------------|
| い設ず、し施 | ・すき総工、き、つ 化村 工ま合事 今る 今い にの 事し体の 年予月て | の思さま 成 かいれず |
| ましで老ろいすても若もて | っ施 を 定 定 ま て 能 の 下 た ま で す 。 に た ま で で で で で で で で で で で で で | ルす方っ |
| 。 順 や 男 あ 、 次 さ 女 り 施 | 、リ お差イ館レ はを | ト申ガ |

Q. 村の施設は地震に安全か 調査改修は空調も同時に

天井の安全点検及び空調に Α. 関する調査を実施する

| たときに村長は「ほとんたときに村長は「ほとんたときに村長は「ほとんで、改修時期等を捉えるで、改修時期等を捉えるで、改修時期等を捉えるで、改修時期等を捉えるで、改修時期等を捉えるで、改修時期等を捉えるの機会です。二度手の調査し、修繕がいと考えております。」という回答でした。 この機を進めるべきでは絶好い。 この体育館が建築後、30 に改修を進めるべきでは し、でしょうか。 | | 伊藤秀樹 議員 |
|--|--|---------|
|--|--|---------|

(平成26年5月1日)とびしま議会だより(12)

| 朽 | |
|---|--|
| | |
| E | |

件」等が告示され、本年 る想定基準の見直しが相 り地震や津波被害に対す 6mを超えるものは、 0 安全な構造方法を定める および天井の構造耐力上 月には、国土交通省より 次いで公表され、昨年8 内閣府や関係諸官庁によ 4月より施行されました。 Д 「安全上重要である天井 この告示は、天井が2 0。m以上あり、高さが 被災状況に鑑み、 長 東日本大震災の

> 上げられることに伴い、 に60歳から65歳へと引き

当面、定年退職する職員

齢に達するまでの間、 が公的年金の支給開始年

再

昭和



考えられる役場や保育所 する調査も同時に進めた 事が必要であると判断さ などの施設の吊り天井に が見込まれ防災上必要と 設に加え、多くの来場者 れらの特定天井がある施 なると考えられます。こ 館とともに、公民館の 民館分館、 るものであります。 いと考えています。 いきたいと考えています。 いように万全を尽くして 地震等で天井の崩落がな 修工事を実施していき、 れれば、速やかに耐震改 施後は、耐震上、改修工 の点検を実施していきた 力上安全であるかどうか ついても、同様に耐震耐 ホールの各施設が対象と 修工事の義務が課せられ 落下防止装置等の耐震改 その用途・規模に応じて いと考えています。 「特定天井」と定義され この天井耐震点検の実 また、併せて空調に関 飛島学園、公民館、公 南部の各体育



2日から昭和32年4月1 61歳とし、昭和30年4月

ついては、任期の末日を 年4月1日生まれの方に 28年4月2日から昭和30 任用するものです。 任用を希望する職員を再



生涯教育課

般質問

用に努めていきたいと考 を図り、できる限りの雇 望により、嘱託職員や臨 職員の年齢別の構成に著 を行うものです。 順次、任期の末日を伸ば えています。 があれば、優先的に登用 雇用期間が終了したもの 時職員などの職において、 で、現在では早期移行は しく影響を及ぼしますの 採用することができず、 とから、新規採用職員を 職員数が減らなくなるこ まで正規時間での登用を 36年4月2日以降の方に していき最終的には昭和 任期の末日を62歳とし、 再任用職員は、本人の希 困難と考えられます。 することにより、全体の すが、再任用職員を65歳 ついて65歳までの再任用 日生まれの方については、 なお、任期が満了した 65歳までの早期移行で

Q. 65歳以上の医療費は無料にせよ

A. 無料化は時期尚早と考える

| 橋本 渉 議員 | 图 割 | | 寺列昔置で1割としていられる方から順に、軽減 |
|-------------|--|---------------|------------------------|
| お年寄りが安心 | | | ものを、法定どおり |
| して暮らしていけ | | | 2割に引き上げることに |
| る村づくりを進めるべき | があると 載26年 9年 以前 の人 9年 | 割 | しました。 |
| です。 | この間書 | 3 | 本村の平成24年度の国 |
| 飛島村は日本一豊かな | なるー) | | 民健康保険と後期高齢者 |
| 財政を持つ村と言われて | ロクション の対象と 年度まで 割 | | 医療の医療費総額は、約 |
| います。 | 医療制度 平成25 | | 8億7、500万円で、 |
| そこに住む人たちが豊 | 明高齢者 役 者 I | | 65歳以上の方の医療費は |
| かさを感じられる村政を | 後) (低所得 (低所得 | 現役的 | そのうちの74%を占めて |
| 行うべきです。 | | | います。 |
| そのためには住民の負 | | | 医療費はますます増加 |
| 担を安くすべきです。 | 木長 | | することが予想されます |
| 65歳以上の医療費は年 | 現在の高齢者 | 諸医 | が、将来にわたり、安心 |
| 間8、000万円の住民 | 療費について | ては、 | して医療を受けられるよ |
| 負担となっています。飛 | 国民健康保険に加入す | 八する | うに、若者も高齢者もお |
| 島村がこれだけの費用を | 65歳から74歳までの | 方は | 互いに支えあう相互扶助 |
| 出せば無料化ができるの | 「国民健康保険制度」 | 区で、 | の理念から、今後も自己 |
| です。 | 75歳以上の方につい | ては、 | 負担をお願いする必要が |
| いま、飛島村は90億円 | 「後期高齢者医療制度」 | 順度」 | あると考えています。 |
| の預金を持っています。 | に基づき、それぞれ | 自己 | いま、国民健康保険制 |
| やる気になればいつでも | 負担をお願いしてい | ます。 | 度は、都道府県単位化に |
| できます。 | 国は、年々増加す | 加する医 | 向け、変革の時期を迎え |
| 長野県の原村では実施 | 療費について、世代 | 間の | ており、保険税について |
| しています。 | 公平の観点から、70 | 70 歳 か | も今後どうなるのかわ |
| 飛島村も無料化すべき | ら74歳までの方の自 | 自己負 | かっておりません。この |
| です。 | 担割合について、平 | 平 成 26 | 時期に、65歳以上の医療 |
| | 年4月に見直しを行 | , 11 11 | 費無料化は時期尚早であ |
| | 4月1日以降に70歳に | 感にな | ると考えます。 |

(平成26年5月1日 とびしま議会だより (14)

| Q. |
|-------------|
| 能力発展 |
| 揮のでき |
| で る 人 |
| 事で士気 |
| えの高揚を |

Δ 能力・職務を考慮し異動を行う

勤務



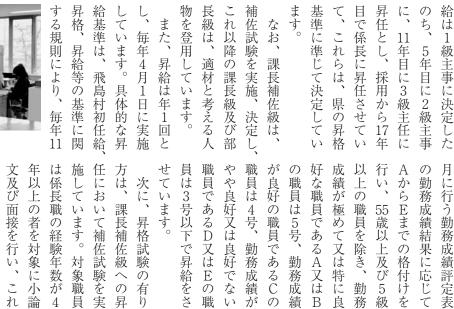
村上雅之 議員

| | した。 した < |
|--|---|
|--|---|

ねます。 られます。そこで、異動 やっているように見受け 格・昇給が行われると思 任命権者の恣意、都合で に対する具体的基準を尋 また、異動に伴い、昇

を取り入れていると思う 上の一環として昇格試験 と企業発展に寄与させて も尋ねます。 揚、資質力で公務能率向 いるが、村でも士気の高 研修が行われて能率向上 管理・信賞必罰、激しい です。民間企業は、人事 まで終身雇用で無風状態 も一旦採用されると退職 かったり、優秀な人材で いますがその具体的基準 最後に厳しい試験に受

が、その内容を尋ねます。 異動を行っています。 せています。この勤務成 の新卒で、採用時の初任 構成等を十分考慮し人事 務における必要性、 に本人の希望、能力、職 概ね3年から5年を目処 績評定表の結果に基づき であれば記入し、提出さ 及び勤務評定に基づき、 る部長等は、本人の希望 等及び第二次評定者であ 第一次評定者である課長 属の希望を記入させ、評 本人の仕事の希望及び所 に行う勤務成績評定表に 要綱に基づき、毎年11月 A 人事異動等で措置が必要 定者に提出させています。 村 昇格は、 島村職員勤務評定 長 人事異動は、 新規採用職員 職員 飛





職員であるD又はEの職 職員は4号、 任において補佐試験を実 せています。 うかを判断し、 文及び面接を行い、これ 年以上の者を対象に小論 は係長職の経験年数が4 施しています。対象職員 方は、課長補佐級への昇 員は3号以下で昇給をさ やや良好又は良好でない が良好の職員であるCの 定しているところです。 件を判断し、課長補佐と 営していく上で様々な案 技能とともに、 まで職場で培った経験、 して実行できる人物かど 長等を補佐し、村政を運 次に、昇格試験の有り 勤務成績が 合否を決 今後、 課

立っている者等様々で

るいは職場の活性化に役

ばマンネリ化している者、

その他の職場を経験する ことによって能力向上あ

15 とびしま議会だより 平成26年5月1日

Q. 庁舎内の浸水・災害対策は

昭和57年製であり総重量

ステムが使えなくなるた

A. 防災



鈴木義男 議員

Q 月議会でパソコン 私は一昨年の12

のサーバーとか戸籍謄本



中央公民館・役場の中庭

1階部分に相当する高さ に委託される事業計画案

育てることはできないも 尋ねします。

| 夏水・災害対策は | は | は、約1・5トンありま | め、2階以上にすべて移 |
|----------------------|--------------|----------------|---------------|
| | | すので設置には庁舎の大 | 設する必要があり、大規 |
| | | 幅な補強が必要となりま | 模災害が発生した際に発 |
| センターを建設する | 設する | - et | 電機器等が水没しない位 |
| | | 次に、情報通信機器等 | 置に設置でき、情報通信 |
| 等の記録、また自家発電 | に設置してあり、今後予 | については、1階事務室 | 機器を一か所に集約し、 |
| 機器を浸水から守る対策 | 想される災害に対応する | に災害時の情報を共有す | そこに災害対策本部を設 |
| を早急にと言及しました。 | ため、発電機器等を2階 | るための高度情報通信 | 置するなど災害応急対策 |
| 津波による浸水よりも | 以上の箇所に移設するこ | ネットワークのパソコン | 拠点として業務を円滑に |
| 集中豪雨による日光川堤 | とが必要となりますが、 | が3台、移動系地域防災 | 行うためには、防災セン |
| の決壊による可能性があ | 機械室や食堂の上階に増 | 無線の副統制台及び無線 | ターの建設が必要と考え |
| ると思うから。 | 築し、発電機器等を設置 | 機等もあり、庁舎2階に | ています。建設場所は災 |
| 今回ようやくにして災 | する場合は、建築法上で | は、同報無線の基地局、 | 害時の初動体制確保、他 |
| 害対策室を兼ねて、施設 | は屋内の増築扱いになり、 | J - アラート受信機、移 | の機関との連携強化、ま |
| を高所へ移動させる案を | 庁舎全体の耐震構造 | 動系地域防災無線の統制 | た平常時の施設管理の合 |
| 考えていると報告があり | チェックが必要となりま | 台があります。仮に津波 | 理化として、本庁舎と中 |
| ました。 | す。 。 | や高潮時に1階部分が水 | 央公民館の間の中庭に建 |
| どのような計画案かお | 役場にある発電機器は、 | 没した場合、これらのシ | 設したいと考えています。 |
| 聞きします。 | | | |
| 村長 | Q職員の採用 | 職員の採用について | |
| る様々な検討を行っていた。本年度、庁舎の | A. 専門職 | 専門職は県からの派遣で進める | 流で進める |
| 災害時に必要となる電ます。 | 鈴木義男 議員 | く費用も驚くほど高額です。 | また途中採用でもいいのか。 |
| 源を確保する発電機器等 | 最近行政の事業 | 職員採用の際、専門職 | から専門技術者を民間よ |
| に関して、現在は役場の | 実施において業者 | として採用し、一人前に | り採用できないものかお |

平成26年5月1日 とびしま議会だより 16

| 木 | ţ |
|---|---|
| 툱 | |

避難所建設については、

条

例

もに、 平成25年度に採用したと 所建設に伴い、建築職の ころです。 監理ができる職員として、 成20年度に採用するとと ができるものを条件に平 資格等を有し、土木設計 上で技術士又は測量士の については、本村は避難 技術職の経験年数1年以 Δ 土木職以外の設計監理 道路、橋梁の設計 しては、近年では 土木職につきま

き、設計・監理に対する る職員を派遣していただ です。 監理を行っているところ 避難所建設に必要な設計 指導を行うことにより、 必要な技術的指導ととも 願いし、実績・経験のあ ては、県へ職員派遣をお う建築の設計監理につい 考えていません。 に採用することまでは、 かっていますので、新規 目標を設定し、取り掛 に、本村職員への教育、 概ね3年間を目処に建設 なお、避難所建設に伴

> 税分について使用料金等 げられることに伴い、増

消費税が8%に引き上

施設使用料等が

不公平が生じてしまうた

に転嫁することとなり、

すべき消費税を住民全体 には、本来利用者に転嫁

値上げに

が値上げになります。



建設課

反対 …橋本

渉議員

消費税分が値上げにな

今回の消費税増税分を

施行。

(全員賛成で可決)

しました。

平成26年4月1日から



あると考えられますが、 設計監理も必要な人員で

平成26年4月1日から 制 定 問 集落排水については 問 討論 ر» د どうなっているか。 じように計算して納め 扱いなので、民間と同 きにあわせて検討して か。 料は内税ということに 県の指導のもと対応し ている。 消費税が10%となると ている。 ては、平成27年10月に ていただきたいがどう し、現状の金額で進め プールや温泉につい 集落排水は課税団体 プールや温泉の使用 改 IE

災害派遣手当を支給する り派遣された職員に対し、 ることとなったため改正 に関する法律の規定によ 嘱基準を、村条例で定め ていた社会教育委員の委 正され、従来、 よう、改正しました。 災害派遣手当の め賛成する。 社会教育委員の 公布の日から施行。 社会教育法の一部が改 大規模災害からの復興 (賛成7反対1で可決) 委嘱基準を定める 支給対象者を拡大 (全員賛成で可決) 国が定め

| | | | (全員賛成で可決) | | で検討する。 | て全体的なものを庁内 | 出しの流れなども含め | 務課で行いたい。貸し | ついては当分の間、総 | 答 避難所の管理運営に | と思うがどうか。 | 一括でしたほうがいい | 教育課なので、管理は | 育館の貸し出しは生涯 | 出せる。グランドや体 | 災関係の会議には貸し | 問 避難所といっても防 | | | 施行。 | 平成26年4月1日から | ました。 | 理に関する取扱いを定め | ともに避難所としての管 | を避難所として定めると | 改修に伴い、旧中学校 | 避難所として指定 | 旧中学校を |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|-----------|-----------|-------------|-------------|--------------|-------------|----------------|-------------|--------------|--------------------|
| ており1年未満の場合 | 転嫁しないこととなっ | 招 | 答 道路占用料は1年を | の増収になるのか。 | によって、どれぐらい | 問 この改正をすること | | | 施行。 | 平成26年4月1日から | ものです。 | と、引用条項を整理する | されるため変更するもの | 消費税率が8%に改定 | | 消費税分アップ | 道洛与用料び | | (全員賛成で可決) | | 施行。 | 平成26年4月1日から | から6期に変更しました。 | 保険料の納期を、年4期 | 高齢者医療保険料・介護 | 国民健康保険税・後期 | 2カ月に1度に | 保険料の納期が |
| | (賛成7反対1で可決) | | る。 | に必要があるため賛成す | 道路占用料の適正な管理 | に伴い改正するもので、 | するなどの法律等の制定 | 消費税法の一部を改正 | 賛成 …鈴木義男議員 | るので反対する。 | よって出てきた改正であ | 消費税が上がることに | 反対 …橋本 渉議員 | | す | れを適用した例はない。 | が対象だが、村にはこ | | | | | | | | | | | 窓口でのお知らせ |
| (全員賛成で可決) | | 元請負人による随意契約 | 契約の方法 | (汐除) | 株式会社渡辺工務店 | 契約の相手 | 650円に変更 | 1億3、863万4、 | 1億3、419万円を | 契約の金額 | コ専費堆客 | 二事事事員 | 日中学交交合り | 聿皮賠誰听 | | 契約 | 工事請負 | | | (全員賛成で可決) | 施行。 | 平成26年4月1日から | ようになりました。 | 支給しないことができる | 届け出たときは、報酬を | の委員等が報酬の辞退を | 特別職の職員で非常勤 | 報酬の辞退も可能に |
| 南拠点避難所(旧中学校) | | | | | | | | | | | うだが、ほかの地元業 | しか応札しなかったよ | 問 一般競争入札で2社 | | 当 泛 | 一般競争入札 | 契約の方法 | (汐除) | 株式会社渡辺工務店 | 契約の相手 | 0 円 | 2億9、795万40 | 契約の金額 | 三福二丁目34番2地内 | 工事場所 | 建設工事を契約 | 津波一時避難所 | (仮称)三福地区 |
| 2) | | | | (賛成7反対1で可決) | | め賛成する。 | 設する必要があるた | 急に一時避難所を建 | 避難できるよう、早 | 区の住民がいち早く | 日光川を控える三福地 | 賛成 …服部康夫議員 |] る。 | なると考えるため反対す | ない施設は無用の長物に | 災害用にしか利用でき | 反対 …鈴木義男議員 | | | る。 | り、村内では1社であ | 今回の工事の対象であ | 000点以上の業者が | 省の経営事項審査で1 | Aランクとなる。 国交 | 設 | 答 工事には等級があり、 | たのか。 者はなぜ参加しなかっ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | (| ΨF | 成26年 | ∓5J | ∃1∣ | 8 | とび | しま | 議会 | | 18 ر |